

平成 28 年 1 月 5 日

オープンデータを活用したアプリケーション等の 市ホームページへの掲載基準

(目的)

第 1 条 本市ホームページにおいて、本市が提供するオープンデータを活用し、民間が作成したアプリケーション及び WEB サービス（以下、「アプリ等」という。）に関する情報を市ホームページに掲載するための具体的手続等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) オープンデータ

行政が保有している公共データを、二次利用可能なルールで公開し、市民や企業等が自由に編集、加工など、利活用できる取組のこと

(2) アプリケーション

この基準内では、スマートフォン等多機能端末用アプリケーションをさす。スマートフォンにインストールして使用するソフトウェアのこと

(3) WEB サービス

WEB ブラウザを通じてソフトウェアの機能を利用できるようにしたもの

(4) プライバシー情報

私生活上の事実情報、非公知情報及び一般人なら公開を望まない情報のこと

(5) プライバシーポリシー

個人情報について、その収集や活用、管理、保護などに関する取り扱いの方針を明文化したもの

(掲載可能なアプリケーション及び WEB サービスの範囲)

第 3 条 市ホームページに掲載できるアプリ等の範囲は、アプリ等の内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市ホームページ等の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか掲載する内容として妥当でないと市長が認めるもの

(アプリケーションの認証)

第 4 条 市ホームページ上に掲載できるアプリ等の情報は、正規アプリストアへ登録されているものとする。Android アプリ等については、Google 社の「GooglePlay」もしくは、その他移動体通信事業者が提供するマーケット、iOS アプリ等については、Apple 社の「AppStore」、WindowsPhone アプリ等については、Microsoft 社の「WindowsPhoneMarketplace」への申請を行い、認可を受けていること。

ただし、スマートフォン等にダウンロード及びインストールする必要が無いサービス (Web ブラウザ上でのみ利用可能なサービスをさす) についてはこの限りではない。

(掲載の申込み)

第 5 条 アプリケーションの掲載を希望する者は、「八王子市オープンデータを活用したアプリケーション等掲載依頼書 (様式 1)」及び「プライバシーポリシー (様式 2)」を市へ提出すること。市は、八王子市ホームページに当該アプリケーションの情報を掲載し、「八王子市オープンデータを活用したアプリケーション等掲載通知書 (様式 3)」を掲載希望者へ送付する。

2 アプリケーションの掲載料は無料とする。

3 掲載希望者の募集は随時行う。

4 掲載場所は本市が定める場所とする。

(掲載の取り下げ)

第 6 条 掲載希望者が、アプリ等の提供を取り下げる場合、「八王子市オープンデータを活用したアプリケーション等削除依頼書 (様式 4)」を市へ提出すること。

(譲渡等の禁止)

第 7 条 掲載希望者は、市ホームページにアプリ等を掲載する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(内容等の変更)

第 8 条 市長は、アプリ等の内容等が、本基準等に違反するおそれがあると判断する場合は、掲載希望者に対し、内容等の変更を求めることができる。

2 掲載希望者は、アプリ等の内容等の変更を希望する場合、変更を希望する日の 1 週間前までに市長に届け出るものとする。

(掲載の取消し)

第 9 条 市長は、広告の掲載決定後においても、次の各号に該当する場合には手続きを

要することなく、アプリ等の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項に規定するアプリ等の内容の変更を掲載希望者が行わないとき
- (2) アプリ等の内容が、第3条及び第4条に違反しているとき
- (3) アプリ等に脆弱性が発見されることにより、これを使用した者のスマートフォン内の情報が窃取される等のおそれがあると認められるとき

(掲載希望者の責務)

第10条 掲載希望者は、アプリ等の内容等、掲載されたアプリ等に関する一切の責任を負うものとする。

2 掲載希望者は、アプリ等の内容等が、第三者の権利を侵害していないこと及び権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 掲載希望者は、第三者からアプリ等に関して損害賠償請求等がなされた場合、掲載希望者の責任及び負担において解決することとする。